

全国板金業国民健康保険組合 産前産後期間（4ヶ月分）の 国民健康保険料が免除されます！

対象

- 令和5年11月以降に出産予定または出産された当国保組合被保険者が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険料の免除対象期間

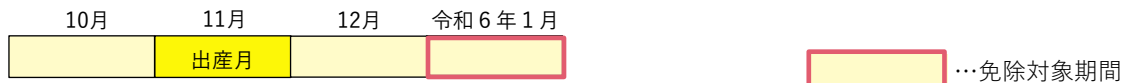
- 出産予定月（出産月）の前月から出産予定月（出産月）の翌々月までの保険料が免除されます。



※多胎妊娠の場合は出産予定月（出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

- ただし令和5年度においては、令和6年1月以降の期間の保険料が免除されます。

例）令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険料が免除されます。



免除を受けるには届出が必要です

- **出産予定日の6ヶ月前から**届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除方法

- 免除対象期間の保険料請求額から免除額を控除、または納付した保険料を還付します。
（具体的には全板国保から送られる保険料免除決定通知書でご確認ください。）

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間の保険料免除措置届出書（ホームページからダウンロードできます）
- ② 出産される方、出産予定日、単・多胎妊娠の別が確認できる母子健康手帳等の写し

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

- 全国板金業国民健康保険組合都道府県支部